

この世に、

利害の対立・事実認識の相違・価値観の違い

ある限り、

本書は多くの人に、

一読の価値があるのではないだろうか

# 弁護力

— 第二版改訂 —

## 「弁護士 第二版」の発刊にあたって

一般の方を対象にして、弁護士と弁護士の仕事の内容を、豊富な実例で紹介しつつ、分かりやすく解説しようと考え、「弁護士」を発刊しましたが、当初印刷した冊数は、発刊後わずか数ヶ月で、残り少なくなりました。

そこで、増刷の必要に迫られたのですが、その機会に、その後、50ページほど書き加えました。その増補部分を書き加えたものが、本書「弁護士 第二版」です。

これまで、「弁護士」初版本に関しましては、多くの方からご意見をいただきました。

その中で、「興味深い内容で、ぐいぐい引き込まれ、一晩で一気に最後まで読んでしまいました」など、「弁護士」を最初から最後まで通して読んでくださった方が多くおられたことを、たいへん嬉しく思っています。

「弁護士」の内容につきましては、

一般の方からは、未知の世界を知った。論理的な思考の重要性が分かった。弁護士に求められる力が理解できた。成長力の章は共感できるものが多い。

医療に従事しておられる方からは、「弁護士」に書かれた弁護士という主語を置き換えると、医者にもそのまま当てはまる。

マスコミ関係者からは、事実に向き合う姿勢や現場調査力の重要性など、弁護士に求められる能力が分かりやすい表現で綴られており、新聞人にとっても必読の書と言えるのではないか。

弁護士でありロースクール教授の方からは、実務上の問題点を、学問的水準を落とさず、平易に説明している。

法学者からは、取り上げられた実例が実に適切で、しかも誰が読んでも興味をもって読むことが出来、著書の内容を理解するのに役立っている。

また、地球物理学者からは、証拠を分析して事実を迫る。事実を集めて論理で結ぶ。論理の帰結するところに真実（法則）を見いだす。その思考や方法は、物理学者のすることと同じであることに驚いている。等の評価をいただきました。

しかし、一方では、法律を唯一の基準にものごとを割り切るのはいかなものか？ 社会生活を送る上には、法律よりも、常識や社会通念を基準にした方が良いのではないか？ などの批判的なご意見もいただきました。

このように、「弁護力」初版本は、多くの方から、共感と批評をいただくことができましたが、これらの批評をいただけたということは、まことに著者冥利に尽きる思いです。

厚く御礼申し上げます。

さて、「弁護力 第二版」の内容ですが、その内容は、初版本の内容の薄い部分を、補強的に厚く書き加えたもの、読者から寄せられた意見や批判に応えたもの、初版本について「分かりやすい」「面白かった」などのご意見があったことから、裁判実務での技術的な面を書いても読んでいただけるであろうとの思いから書き加えたもの（立証力の内容や証人尋問に対する異議等）など、多様な内容のものを盛り込みました。

これらの増補部分は、初版本の内容で浅かった部分を深くし、本書の内容を一段と密度の濃いものにしてきているのではないかと自負しています。

弁護士大増員時代を迎えた今、裁判の迅速化がより強く求められている今、権利意識が以前に増して大きくなっている今、そして何よりも、弁護士がますます重要な存在になっている今、弁護士のすべきこと、してはならないこと、弁護士に求められる多様な能力の内容、を知ることは、一般の方に有益なことではないかと思ひ、さらに多くの方に本書をお読みいただきたく、ここに、「弁護力 第二版」を発刊する次第です。

本書に対するご意見をお聴かせいただけることを、念じつつ。

（なお、本書は、多くの方にお読みいただきたく思ひ、菊池綜合法律事務所のホームページ上で公開しています。個人が趣味や学習のため使用する場合に限り、閲覧・謄写は可能です。）

## まえがき

若い弁護士やこれから弁護士・裁判官・検察官になろうとする司法修習生の中には、訴状に書かれた事実が、たとえ真実であると分かっているにもかかわらず、それを認めると依頼人に不利益になる場合は、“否認する”ことができると考えている人が、意外に多くいます。

しかしながら、弁護士が真実であることを知りながら否認することは、許されるのでしょうか？

弁護士の中には、相手方の窮状を、奇貨、居くべし（好機到来）、と考え、法の枠を越える要求を相手方にしている人がいます。弁護士が権利の範囲を越えるものを相手方に要求することは許されるのでしょうか？

終結間際になった訴訟での和解の席で、和解が不成立になれば言い渡す判決の内容よりも、一方当事者に明らかに不利になる和解案を、和解だから譲歩すべしという理由だけで、提示する裁判官がいます。弁護士がこのような依頼人の権利を害する和解案を受け入れることは、許されるのでしょうか？

裁判所で、調停委員が、道義や情宜、あるいは親族関係を根拠に、権利ある者の権利の一部を放棄するよう、強く迫る場合があります。弁護士がこのような依頼人の権利を害する調停案を受け入れることは、許されるのでしょうか？

権利のない者が、法律相談で権利がないという回答に納得しないときは、弁護士は、その相談者に対し、相手方に会って誠意を持って交渉することを求めるようアドバイスすべし、と考える法学者がいます。はたして、弁護士が、権利のない人に、権利の行使を勧めるがごとくアドバイスすることは許されるのでしょうか？

弁護士がしなければならないことは何か？

また、してはならないことは何か？

弁護士には、どのような能力や資質が求められるのか？

本書で、これらの答を探っていきたいと思います。

本書を、弁護士や弁護士の仕事に興味のある一般の方にぜひお読みいただきたく、発刊する次第です。